

西東京市公園配置計画成果報告

令和7（2025）年3月

西東京市

目次

1	公園配置計画の策定時の状況と公園づくりの基本方針について	2
	1.計画策定の背景	2
	2.計画策定の目的	2
	3.3つの視点と方向性	2
	4.基本方針と施策	3
2	基本方針に基づく各施策の成果及び課題・考察	5
	基①-施①：みどりのシンボル拠点を優先的にリニューアルしよう	5
	基②-施①：地域の実情に沿って公園空白地区の基準を見直そう	8
	基②-施②：借地公園や生産緑地等の土地売却発生時には新たな公園の設置を目指そう	10
	基③-施①：公園遊具等の老朽化に伴い市民ニーズに合った更新をしよう	11
	基③-施②：樹木の老木化への適切な対応により良質なみどりを確保しよう	12
	基④-施①：市民協働を推進し、公園づくりに楽しく参加する市民を増やそう	14
	基④-施②：民間活力を活用し、さらなる市民サービスの向上を図ろう	16
	基⑤-施①：市民や民間等により小規模公園や緑地の活用を推進しよう	17
	基⑥-施①：みどり基金の充実を図るとともに原資である金銭納付の基準を見直そう	18
	基⑥-施②：民間活力を活用し収益をあげる公園をつくろう	19
3	総括	20

1 公園配置計画の策定時の状況と公園づくりの基本方針について

平成30(2018)年3月に策定した西東京市公園配置計画では、次のとおりの計画策定時の状況を踏まえ、3つの視点と方向性を基に、「健康」応援都市における公園づくりの基本方針を定めました。

1.計画策定の背景

西東京市は、公園数が267箇所(平成29(2017)年12月末時点)と多く、小さな公園が分散して設置されており、地域によって公園が充実している地区と公園が少ない地区もある等地域格差が課題となっていました。

人口減少・少子高齢化の進展や市民要望の多様化等により公園を取り巻く状況も様変わりしており、市の財政状況は引き続き厳しい状況が続くものと考えられました。そのため、これまで以上に財政のスリム化・効率化を図り、計画的で適正な行政サービスを検討し、健全で持続可能な自治体経営を目指していく必要がありました。

2.計画策定の目的

上記のような状況もあり、多様化する市民要望を踏まえ、西東京市第2次基本構想・基本計画に基づき、公園施設の有効活用やその充実、公園施設のリニューアルやバランスのとれた公園配置と公園整備を視野に入れつつ、財源確保の方策や公園の統廃合等も考慮した計画策定を目的としました。

3.3つの視点と方向性

公園を取り巻く時代の潮流や市の情勢を踏まえ、関連する上位計画の方針を反映し、計画の策定に向けて、前提とすべき3つの視点及び3つの方向性を整理しました。

<3つの視点>

(1)「健康」応援都市における公園づくりについて

西東京市は「健康」応援都市の実現を総合戦略の基軸に据えており、公園づくりにおいてもこの視点が重要です。

(2)公園の活用について

西東京市の公園は、公園数が多く、さらに小規模な公園が多い等、課題も多く、市民に親しみを持って、活用される公園づくりの視点が必要です。

(3)公園整備・維持管理における財源確保について

公園における施策を行っていくためには、財源が必要です。維持管理経費の抑制やみどり基金の活用範囲も検討しながら、開発事業に伴う金銭納付、民間の活力の活用等も含め、財源確保についての視点が必要です。

< 3つの方向性 >

(1) 公園の適正配置について

「健康」応援都市の実現を目指し、野外活動、運動、レクリエーション、健康づくりやみどりの保全、防災等公園の様々な機能を踏まえ、地域に偏りなく適切に配置されている状態が望ましい公園の在り方です。そのために、公園の有効活用、公園整備における財源の確保を考慮しながら、公園をどのように整備し適切に配置していくのかを検討する必要があります。

(2) 地域コミュニティの醸成について

公園は行政が設置し、市民がそれを受動的に利用するだけでなく、市民が主体的に活動する公園ボランティアの活動等を踏まえ、公園を地域のコミュニティを醸成する拠点として、育成に努めることで、心身の健康の維持・増進、公園の有効活用と維持管理経費の抑制について検討する必要があります。

(3) 公園ボランティアや民間の活力の活用について

公園ボランティアは、公園の維持管理や様々なイベントに取り組んでおり、さらに平成 28(2016)年度より西東京いこいの森公園を含む約 50 公園の管理を指定管理者の管理として新たな管理形態を導入しました。維持管理経費の抑制や「健康」応援都市における市民サービスの向上を目指し、民間活力を活用する手法や指定管理者制度も含め様々な民間活用のための取り組みについて検討していきます。

4.基本方針と施策

3つの視点と3つの方向性から「健康」応援都市における公園づくりの基本方針を以下のように定めました。

基本方針①：大きな公園は個性を活かしたりリニューアルをしよう

施策①：みどりのシンボル拠点を優先的にリニューアルしよう

基本方針②：公園空白地区には新たな公園を設置しよう

施策①：地域の実情に沿って公園空白地区の基準を見直そう

施策②：借地公園や生産緑地等の土地売却発生時には新たな公園の設置を目指そう

基本方針③：老朽化した公園施設等はニーズに合った更新をしよう

施策①：公園遊具等の老朽化に伴い市民ニーズに合った更新をしよう

施策②：樹木の老木化への適切な対応により良質なみどりを確保しよう

基本方針④：市民や民間と協働して公園づくりを進めよう

施策①：市民協働を推進し、公園づくりに楽しく参加する市民を増やそう

施策②：民間活力を活用し、さらなる市民サービスの向上を図ろう

基本方針⑤：小規模公園や緑地を魅力的に使いこなそう

施策①：市民や民間等による小規模公園や緑地の活用を推進しよう

基本方針⑥：財源の確保の方法を工夫しよう

施策①：みどり基金の充実を図るとともに原資である金銭納付の基準を見直そう

施策②：民間活力を活用し収益をあげる公園をつくろう

2 基本方針に基づく各施策の成果及び課題・考察

西東京市公園配置計画の策定以降、「健康」応援都市における公園づくりの基本方針①～⑥に基づき、各施策に取り組み、次のとおりの成果となりました。

基①-施①：みどりのシンボル拠点を優先的にリニューアルしよう

成果：

①北町緑地保全地域周辺

豊かなみどりの拠点の中心となる下保谷四丁目特別緑地保全地区については、令和3（2021）年度に下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画を策定し、今後の民間活力の活用に向けた道筋をつけることができました。

②碧山森緑地保全地域・文理台公園周辺

中核となる文理台公園における民間活力の活用の可能性について情報収集を行いました。公園面積の約半分が国有地であり活用に制約がかかること、民間活力の活用手段の1つである指定管理者制度を効果的に行うためには拠点施設等の整備が必要であること、敷地の用途地域の大部分が第一種低層住居専用地域となっていること、旧東町ポンプ場の跡地活用の検討が必要であること等が課題となっており、引き続き課題の整理が必要となっています。

③東伏見公園・石神井川周辺

下野谷遺跡公園は、都立東伏見公園と練馬区立武蔵関公園の間に位置しており、東伏見稲荷神社の鎮守の森とともに、石神井川に沿った「水とみどり」の視点に歴史文化の要素を加えることに役立っています。

特に他の公園と異なり、地下に埋蔵された史跡下野谷遺跡を適切に保存し、確実に後世に継承する役割があるため、西東京市教育委員会において、平成29（2017）年度に「縄文から未来へ したのやから世界へ」をコンセプトに、その実現に向けて保存、活用及び整備の側面からその方向性や方針を示すために史跡下野谷遺跡保存活用計画を策定しました。また、平成30（2018）年度には、「みんなでつくる、つなげる都市部の縄文空間」をコンセプトに史跡下野谷遺跡整備基本計画を策定しました。

これらの計画に基づき、令和元（2019）年度から、公園の両隣の土地を併せた形で史跡整備が続けられており、令和4（2022）年度には堅穴住居2棟が建設され、令和5（2023）年度には史跡整備地に市民公募により「したのや縄文の里」の愛称も付けられています。

毎年、市民協働で行われる秋まつりのほか、学校教育や生涯学習での利用等、地域資源、教育資源として積極的な活用がなされています。

④西原自然公園周辺

西原自然公園は、武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園の一つであり、自然の起伏を活かした小道、森林浴をすることができる貴重なレクリエーション空間（フィールドミュージアム）を形成しています。

これらの良好な自然環境を維持していくことを目標に、西原自然公園植生管理計画に基づき、市民協働で雑木林の若返り事業を実施しました。

また、西原自然公園において「カシノナガキクイムシ」によるナラ枯れ被害が発生していることを受け、地域ボランティアと連携し、樹木にラップを巻く等によりナラ枯れ被害対策を実施し、生物の育成・生息環境の保全に取り組みました。

⑤西東京いこいの森公園・谷戸せせらぎ公園周辺

西東京いこいの森公園の各公園施設に関する民間活力の可能性については、指定管理者制度による公園管理と併せて検討するため、他自治体の取り組み状況等の情報収集を行いました。管理拠点施設が狭小であることや他の市立公園を含めた包括指定管理を行う際に収益事業に適していない立地の公園がほとんどであること等が課題となっており、引き続き課題の整理が必要となっています。また、西東京いこいの森公園の駐車場機器については、令和5（2023）年度に、新札発行に伴う改修について老朽化対策を含めて検討し、令和6（2024）年度の部分的なリニューアルの実施に繋がりました。

⑥小金井公園周辺

田無市民公園のジャブジャブ池の床面が老朽化していることに伴い、令和5（2023）年度に、安全面の向上を図ることを目的とした再塗装及びフェンス設置を行う改修について検討し、令和6（2024）年度の部分的なリニューアルの実施に繋がりました。

課題・考察：

みどりのシンボル拠点のリニューアルについては、リニューアルを行うための環境整備に向けた諸課題の整理が引き続き必要であり、また、計画的な予算の確保も課題となることから、部分的なリニューアルの検討・準備に留まりました。しかしながら、下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画を策定したこと等により、今後の事業実施のための環境整備を一定進めることができました。

主な事業一覧

No.	所管課	予算名称	事業概要	総事業費（決算額） 【千円】 <年度>	事業実施 時期
1	みどり公園課	公園維持管理費	西原自然公園植生管理計画に基づきボランティア団体と協働で間伐等を実施することで植生の向上に努めました。	2,628 <令和 5(2023)年度>	毎年度実施
2	みどり公園課	公園維持管理費	西原自然公園において毎木点検及び被害木の伐採を行うことでナラ枯れ被害の抑制に努めました。	4,730 <令和 5(2023)年度>	毎年度実施
3	社会教育課	文化財保護事業費	史跡下野谷遺跡保存活用計画を策定し、保存、活用及び整備の側面からその方向性や方針を示しました。	4,385 <平成 28(2016)年度> 4,498 <平成 29(2017)年度>	平成 28(2016)年度～平成 29(2017)年度
4	社会教育課	文化財保護事業費	史跡下野谷遺跡の本質的価値を確実に保存しつつ、その価値を継承・活用する整備をするため、史跡下野谷遺跡整備基本計画を策定しました。	4,169 <平成 30(2018)年度>	平成 30(2018)年度
5	社会教育課	文化財保護事業費	下野谷遺跡公園の両隣の土地を併せた形で、縄文時代の植生復元や竪穴住居の建設等の史跡整備を行い、市民の憩いと学習の場を整えました。	10,682 <令和元(2019)年度> 57,685 <令和 2(2020)年度> 129,268 <令和 3(2021)年度> 105,448 <令和 4 (2022)年度> 4,571 <令和 5(2023)年度>	令和元(2019)年度～令和 5 (2023)年度
6	みどり公園課	下保谷四丁目特別緑地保全事業費	下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画を策定し、今後の民間活力の活用に向けた道筋をつけました。	1,496 <令和 2 (2020)年度> 1,496 <令和 3(2021)年度>	令和 2 (2020)年度～令和 3 (2021)年度

※毎年度実施の取り組みは計画最終年度の令和 5（2023）年度の決算額を記載しており、以下同じ。

基②-施①：地域の実情に沿って公園空白地区の基準を見直そう

成果：

公園実態調査の結果から市民の利用が多くみられた 500 m²以上の公園配置を目指すこととしました。また、配置済扱いとする公園について、市民意見を考慮し公園空白地区の基準を以下のように見直しを図りました。

【見直し前】の公園空白地区基準

【配置済扱いとする公園について】

◇公園面積 200 m²で、次の条件のもの

- ・土地所有者が市、東京都、国で、市が管理している公園
- ・土地所有者が都で、都営住宅内に設置されているが、市が管理している公園
- ・土地所有者が都市再生機構で、都市計画施設として位置付けられているもの又は協定に基づき設置されたもので、市が管理している公園

【配置済扱いとする公園に準ずる施設について】

◇市立公園ではないが、校庭開放されている市立小学校

【公園の誘致圏】

◇半径 250m（街区公園の誘致距離と同様）

- ・鉄道・幹線街路等による分断を考慮

【見直し後】の公園空白地区の基準

【配置済扱いとする公園について】

◇公園面積 500 m²で、次の条件のもの

- ・市立公園のうち、土地所有者が、市、東京都、国である公園
- ・都市再生機構や東京都住宅供給公社が設置する公園

【配置済扱いとする公園に準ずる施設について】

◇市立公園ではないが、土地所有者が国、東京都、区市である 500 m²以上で、次の施設

- ・特別緑地保全地区
- ・栄町二丁目樹林地
- ・近隣区市の公立公園
- ・都市公園及び緑地保全地域

【公園の誘致圏】

◇半径 250m（街区公園の誘致距離と同様）

- ・誘致距離の起点は公園の中心
- ・ただし、近隣公園、地区公園、都立公園については当該公園の出入口

課題・考察：

平成 29 (2017) 年 4 月 1 日 (261 箇所) から令和 6 (2024) 年 3 月 31 日 (279 箇所) までに新規に開園した公園は 18 箇所でした。また、公園用地の拡張や新たに用地取得を行った公園がそれぞれ 1 箇所ずつでした。

これらのうち、公園空白地区解消に寄与した公園は以下に示す 4 公園で、合計面積は 10,080.01 m²でした。

■公園空白地区解消に寄与した公園緑地一覧

公園名	開園または取得した年	面積 (m ²)	備考
下保谷五丁目第 1 公園	令和元 (2019) 年	789.39	新規開園
泉小わくわく公園	令和 2 (2020) 年	5,157.03	新規開園
えのき児童遊園	令和 4 (2022) 年	2,675.54	公園拡張 1,807.35 m ² 増
下保谷第三児童遊園	令和 5 (2023) 年	1,458.05	借地公園買収
合計		10,080.01	

公園空白地区の基準を見直すことで、公園の利用実態に沿った公園整備や用地取得の判断を行うことがよりいっそう可能となりました。今後も引き続き、見直し後の基準に沿った運用を行い、一定の大きさの公園を整備することで公園空白地区の解消に努めます。

基②-施②：借地公園や生産緑地等の土地売却発生時には新たな公園の設置を目指そう

成果：

公園空白地区における借地公園や生産緑地等の土地売却発生時には、土地の取得を行い新たな公園の設置を目指す公園配置計画における考え方に基づき、土地取得等を行った公園は以下のとおりです。

■公園空白地区において土地取得等を行った公園一覧

公園名	開園または取得した年	面積（㎡）	備考
泉小わくわく公園	令和2（2020）年	5,157.03	新規開園
下保谷第三児童遊園	令和5（2023）年	1,458.05	借地公園買収

課題・考察：

借地公園の土地取得においては、東京都の補助金やみどり基金を活用し、公園空白地区の解消を図ることができました。今後についても、基本的な考え方と施策の方向性を踏襲し、公園空白地区の解消に努めます。

主な事業一覧

No.	所管課	予算名称	事業概要	総事業費（決算額） 【千円】 <年度>	事業実施 時期
1	みどり公園課	公園整備事業費	泉小学校跡地周辺地区地区計画に基づき、泉小わくわく公園を整備しました。	210,428 <令和元(2019)年度>	令和元(2019) 年度
2	みどり公園課	公園整備事業費	公園配置計画に基づき借地公園である下保谷第三児童遊園を購入し、公園空白地区の解消に努めました。	418,958 <令和5(2023)年度>	令和5(2023) 年度

基③-施①：公園遊具等の老朽化に伴い市民ニーズに合った更新をしよう

成果：

市立公園において、今後進展する公園施設の老朽化に対する安全対策の強化とライフサイクルコストの縮減、維持管理費等の平準化を図るため、西東京市公園改修計画（令和6（2024）年3月）を策定しました。遊具等の更新については、本計画に基づいて市民のニーズを把握した上で、撤去又は更新することとしています。

課題・考察：

近年、高度経済成長期以降に集中的に整備された公共施設等（公共施設・インフラ）が今後一斉に更新時期を迎えることから、維持管理・更新等に要する多大な財政負担が予想されていますが、地方自治体の財政状況は依然として厳しく、大きな課題となっています。西東京市においても、市立公園の約4割（278公園中108公園）が供用開始から30年以上経過しています（令和5（2023）年4月1日時点）。今後は、西東京市公園改修計画に基づき、対策の優先順位に従い、公園施設の計画的な維持管理を図っていきます。

主な事業一覧

No.	所管課	予算名称	事業概要	総事業費（決算額） 【千円】 <年度>	事業実施 時期
1	みどり公園課	公園維持管理費	今後進展する施設の老朽化に対する安全対策の強化とライフサイクルコストの縮減、維持管理費等の平準化を図るため、西東京市公園改修計画を策定しました。	2,639 <令和5(2023)年度>	令和5(2023) 年度

基③-施②：樹木の老木化への適切な対応により良質なみどりを確保しよう

成果：

次のとおり樹木医による市立公園の樹木診断を実施し、老木化が指摘された樹木については伐採を行い、公園の安全性の確保に繋がりました。

■樹木診断を実施した樹木一覧

(単位：本)

年度	公園名	診断した樹木数	診断結果により伐採した樹木数
令和元（2019）年度	文理台公園	28	-
令和2（2020）年度	田無市民公園	30	-
令和3（2021）年度	田無市民公園	10	-
	上向台公園	3	1
	しじゅうから公園	10	-
令和4（2022）年度	さくら公園	9	4
	文理台公園	4	-
	おおぞら公園	11	6
	西原五丁目第1公園	2	-
	芝久保第四児童遊園	1	-
	芝久保第一公園	3	-
令和5（2023）年度	おおぞら公園	19	-
	泉町上宿公園	6	1

課題・考察：

近年、異常気象や台風等の風水害によるリスクが全国の自治体でも懸念されています。本市の公園においては、約4割が供用開始から30年以上が経過しており、様々なリスクが高まっている状況です。それらのリスクを最小限にするためには、専門家（樹木医等）の診断が必要不可欠と言えます。本市においても、継続して専門家による診断を行い、伐採の判断がなされた樹木については、維持管理上の伐採を徹底していくことで引き続き安全性の確保に取り組んでいきます。

一方で、高木が多数植生する西原自然公園では、以前よりボランティアとの協働で萌芽更新等を行ってきた経緯があります。長年の活動が評価され、「西原自然公園を育成する会」は、令和5（2023）年に緑綬褒章を受章されました。今後も、公園維持管理に関するボランティアとの協働を継続することで、公園の維持管理及び魅力向上を図っていきます。

主な事業一覧

No.	所管課	予算名称	事業概要	総事業費（決算額） 【千円】 <年度>	事業実施 時期
1	みどり公園課	公園維持管理費	専門家（樹木医等）による樹木診断を実施し、倒木等のリスク低減に努めました。	200 <令和5(2023)年度>	毎年度実施
2	みどり公園課	公園維持管理費	西原自然公園において毎木点検及び被害木の伐採を行うことでナラ枯れ被害の抑制に努めました。	4,730 <令和5(2023)年度>	毎年度実施

基④-施①：市民協働を推進し、公園づくりに楽しく参加する市民を増やそう

成果：

市民協働による公園づくりは、地域社会の活性化に繋がり、環境意識の向上にも寄与し、持続可能な社会の実現に貢献します。しかしながら、市民ボランティア団体では、ボランティアの高齢化が進んでおり、新たな担い手の発掘が急務となっています。

そのため、既存の市民ボランティア団体の活動を支援しつつ、新たな担い手の発掘・育成に向けてボランティア養成講座を行うことにより人材育成を図りました。

以下に公園管理協力会員数の推移、ボランティア養成講座の内容及び参加人数を示します。

■公園管理協力会員数の推移 (単位：人)

令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
827	845	926	941	968

■ボランティア養成講座実施一覧 (単位：人)

年度	講座名	参加人数
令和元 (2019) 年	第 15 回コミュニティガーデナー養成講座	19
令和 2 (2020) 年	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により中止	
令和 3 (2021) 年	コミュニティガーデン入門オンラインセミナー	16
令和 4 (2022) 年	ボランティア養成講座	10
令和 5 (2023) 年	花いっぱい運動わくわく講座	23

課題・考察：

ボランティア養成講座については、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により、一時開催を見合わせる事もありましたが、継続的に開催することにより、ボランティア活動を行う上での動機づけに繋がったり、意欲の向上に資する内容を実施したりすることにより、今後のボランティア活動への参加を促すことができました。

公園管理協力会員の登録数については、年々微増となっています。よりいっそう市民協働を推進するためには、公園に関心のある公園管理協力会員を増やすための広報等をこれまで以上に充実させていく必要があると考えられます。

主な事業一覧

No.	所管課	予算名称	事業概要	総事業費（決算額） 【千円】 <年度>	事業実施 時期
1	みどり公園課	公園維持管理費	ボランティア養成講座等を開催し、市民のみどりに対する啓発を行い、公園づくりに参加する市民を増やすことに努めました。	40 <令和5(2023)年度>	毎年度実施

基④-施②：民間活力を活用し、さらなる市民サービスの向上を図ろう

成果：

指定管理区域の拡充については、他自治体の事例の研究、視察等を実施し、今後の指定管理者の選定に向けて、課題や条件の整理を実施しています。

また、民間事業者の創意工夫や専門性を取り入れることができる公募設置管理制度（Park-PFI）の活用や、公園の運営に資する財源を確保して維持管理に活用することでサービスの向上が見込まれるネーミングライツについて情報収集を行い、本市での活用の可能性について調査・研究を進めています。

課題・考察：

さらなる民間活力の活用の可能性について、調査研究を進めていく中で、様々な課題や条件の整理が必要となっています。

公募設置管理制度（Park-PFI）の活用について、本市では宅地開発等に伴い造成された比較的小規模な公園が多いため、都市公園法や西東京市立公園条例で規定される公園施設の建築面積の基準を踏まえると、民間事業者にとって適地となる公園が見つかりづらいといった課題があります。また、用途地域において大部分が第一種低層住居専用地域に設定されているため、民間事業者が提案できる事業についても制約があるという課題があります。

ネーミングライツの導入について、指定管理者が管理する公園においては、特に他事業者によるネーミングライツの実施について、指定管理者の意向を踏まえて実施方法を検討する必要があります。また、公園または公園施設に限定する等の対象範囲の検討等、民間事業者に魅力的に映る条件設定について調査研究を重ねる必要があります。

これらの課題を解決するためには、多角的な視点からの調査研究を要するため、今後も引き続き活用の可能性について丁寧に検討していく必要があります。

基⑤-施①：市民や民間等による小規模公園や緑地の活用を推進しよう

成果：

本市の公園の課題の一つである小規模公園の活用について、市報・ホームページ等で広く市民からアイデアを募集し、これに基づく取り組みとして、パークマルシェや子どもドッグイベントを実施しました。

また、指定管理者においては、小規模公園の活用を目指す取り組みである「みんなで育てる小さな公園プロジェクト」を実施しており、その成果は以下のとおりです。

■みんなで育てる小さな公園プロジェクト一覧 (単位：人)

年度	イベント名	公園名	参加人数
令和元 (2019) 年度	にわマルシェ	ひばりが丘西けやき公園	3,930
	にわジャム	ひばりが丘西けやき公園	
	ピコメル	住吉第四公園	
	公園座談会	市内公園	
令和2 (2020) 年度	にわジャム	ひばりが丘西けやき公園	4,800
	見つけよう！お気に入りの Little Park	市内公園	
令和3 (2021) 年度	にわマルシェ	ひばりが丘西けやき公園	1,000
	見つけよう！お気に入りの Little Park	市内公園	
令和4 (2022) 年度	ガーデニングプログラム	緑町二丁目第5公園、 緑町二丁目けやき公園	526
	小さな公園ヘルシーウォークラリー	市内公園	
令和5 (2023) 年度	ガーデニングプログラム	緑町二丁目第5公園、 緑町二丁目けやき公園	249
	ウォーキングクイズラリー	市内公園	

課題・考察：

引き続き、小規模公園の活用は市民協働を推進すること等により充実を図っていく必要があります。地元団体から指定管理者へ公園を活用したいという相談をきっかけに始まったにわマルシェは、現在は独立開催するようになった好事例の一つです。今後も市民ニーズを丁寧に拾い上げて、協働しながら活用につなげることが重要です。

基⑥-施①：みどり基金の充実を図るとともに原資である金銭納付の基準を見直そう

成果：

みどり基金の主な原資である金銭納付について、従来、金銭納付を認めていた「開発区域の形状、地勢により条例に規定する緑地を設置できないとき」の条件に加え、「緑地等が付近にある場合」についても金銭納付を可能とする条件を整備しました。また、以下に金銭納付の実績を示します。

緑地等が付近にある場合の基準	
項目	基準
緑地等とは	①市立公園のうち、土地所有者が、市、東京都、国である公園 ②都市再生機構や東京都住宅供給公社が設置する公園 ③市立公園ではないが、土地所有者が、国、東京都、区市である次の施設 ・特別緑地保全地区 ・栄町二丁目樹林地 ・近隣区市の公立公園 ・都立公園及び緑地保全地域
付近にある場合とは	開発区域の境界線から水平距離で100mの範囲内に既存又は新設予定の緑地等が存在する場合（100mで接する場合を含む）

■金銭納付実績一覧

(単位：件)

年度	金銭納付件数	見直しによる金銭納付の該当件数
令和元（2019）年度	12	9
令和2（2020）年度	10	4
令和3（2021）年度	14	7
令和4（2022）年度	17	13
令和5（2023）年度	13	8

課題・考察：

毎年、公園配置計画で見直した金銭納付基準に該当する案件があったため、基準の見直しがみどり基金の充実に繋がったと言えます。今後は、さらなるみどり基金の活用を図っていく必要があります。

基⑥-施②：民間活力を活用し収益をあげる公園をつくろう

「基④-施②：民間活力を活用し、更なる市民サービスの向上を図ろう」と同様のため、省略

3 総括

西東京市公園配置計画は、多様化する市民要望を踏まえ、西東京市第2次基本構想・基本計画に基づき、公園施設の有効活用やその充実、公園施設のリニューアルやバランスのとれた公園配置と公園整備を視野に入れつつ、財源確保の方策や公園の統廃合等も考慮しながら検討するために策定された経緯があります。

本計画では、公園施策を推進する上での基本的な考え方と施策の方向性を示しており、これらに基づき、公園空白地区における下保谷第三児童遊園の用地取得を実施したほか、下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画や西東京市公園改修計画を策定する等、一定の成果を達成することができました。

一方で、令和7（2025）年3月現在、検討中の施策については今後も継続的に検討を進めていく必要がありますが、公園を取り巻く状況は時々刻々と変化しており、時代の潮流とともに公園の在り方を考えて公園行政を進めなければなりません。

本計画の課題としては、事業執行体制、取り組みを進める上で要する時間や予算の確保、事業規模等のさまざまな要素を考慮すると、理念が先行しており、実際に施策を推進する上では、丁寧に課題の整理を要するものも多く含まれていました。そのため、今後の計画策定においては、公園配置計画から引き継ぐ内容を整理した上で、事業推進を行う上でも、本市の財政状況等の現状を踏まえた計画に見直して策定することが肝要であり、市民意見を反映しつつ、対象とする公園を精選した上での具体的な個別計画の要素を取り入れた計画とすることが望ましいと言えます。

西東京市公園配置計画成果報告

令和7（2025）年3月

発行 西東京市みどり環境部みどり公園課
西東京市泉町三丁目12番35号（エコプラザ西東京）
電話 042-438-4045（直通）